附則第五条の二第八項	元本納付金又は積立金納付金	特例元本納付金
法附則第五条の二第八項又は第九項	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百二十号）第五条の規定により読み替えて適用する法附則第五条の二第八項	

4　改正後福祉医療機構法施行令附則第五条の二第二項及び第五項の規定は、特例元本納付金については、適用しない。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の適用に関する経過措置）

5　独立行政法人福祉医療機構が特例元本納付金を納付する場合における第四条の規定による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項及び第七項」とあるのは、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）附則第七条第二項」とする。

競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十一号

競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、競馬法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

競馬法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十一月一日とする。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十二号

競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令

内閣は、競馬法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十八号）の施行に伴い、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十四条及び日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条第一項の規定に基づき、並びに競馬法を実施するため、この政令を制定する。

（競馬法施行令の一部改正）

第一条　競馬法施行令（昭和二十三年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十二条」に、「第十七条―第十七条の七」を「第十三条―第十七条の四」に改める。

第一条第一項第二号中「第三条第一項第一号、第十五条第二項第十号及び第十六条第十七号」を「第四条第一項第一号、第十一条第二項第十号及び第十二条第一項第十七号」に、「境界さく」を「境界柵」に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第四条を削り、第三条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（海外競馬の競走の指定）

第三条　農林水産大臣は、法第三条の二第一項の規定による指定をしようとする海外競馬の競走が、外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けて、国際競馬統括機関連盟が定める方法により実施されるものでなければ、当該指定をしてはならない。

第五条中「競走は」を「中央競馬の競走（競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。第七条において同じ。）は」に改める。

第七条中「三年」を「、三年」に、「、競走」を「、中央競馬の競走」に改める。

第九条から第十一条までを削り、第十二条を第九条とする。

第十三条を削る。

第十四条第二項中「第十七条の三」を「第十六条」に改め、同条を第十条とする。

第十五条の見出しを「（開催執務委員等）」に改め、同条第一項中「、開催執務委員を」を「開催執務委員を、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売する場合には海外競走勝馬投票執務委員を、それぞれ」に改め、同条第二項中「開催執務委員は」の下に「、競馬会の開催する競馬に関し」を加え、同項第八号中「たかめ」を「高め」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の海外競走勝馬投票執務委員は、海外競馬の競走について競馬会の実施する勝馬投票に関し、次に掲げる事務を処理する。

一　次に掲げる事項の確認に関する事務

イ　出走すべき馬の確定

ロ　発走予定時刻

ハ　到達順位

ニ　着順の確定及び異議の裁決

二　前項第七号及び第十号に掲げる事務

第十五条を第十一条とする。

第十六条の見出し中「施行」を「実施」に改め、同条中「施行」を「実施」に改め、「規約に」の下に「、その開催する競馬に関し、」を加え、同条第十一号中「たかめ」を「高め」に改め、同条に次の一項を加える。

2　競馬会は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売する場合には、前項の競馬の実施に関する規約に、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海外競馬の競走に関する映像並びに前項第一号、第三号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項に係る情報の収集及び提供に関する事項

二　海外競馬の競走に関する前項第十号及び第十二号から第十七号までに掲げる事項

三　海外競走勝馬投票執務委員の事務の分掌及び服務に関する事項